

工事等の請負契約に係る競争入札における有資格業者間の合併等に伴う資格審査等取扱要領

(制定平成10年6月17日総務部長依命通達 令和3年3月29日最終改正)

(目的)

第1条 この要領は、福島県の発注する工事等の請負契約に係る競争入札に参加する資格があると認められた者（以下「有資格業者」という。）間（3社以上の合併にあつては2社以上が有資格業者である合併を含む。以下同じ。）に合併（合併と同等とみなし得る営業譲渡を含む。以下同じ。）があつた場合において、合併により存続する存続会社、合併により新たに設立される新設会社又は営業の全部を譲り受けた子会社若しくは譲受会社（福島県内に主たる営業所を有する者に限る。以下「存続会社」という。）に対して行う資格審査における総合点の調整及び受注機会の確保について定めることを目的とする。

(総合点の調整を行う業種)

第2条 存続会社の資格審査における総合点の調整は、前条に規定する存続会社が資格を有する業種のうち、次の各号の要件を満たすものについて行うものとする。

- (1) 合併前の合併当事会社（以下「合併当事会社」という。）のうち、2社以上が有資格業者であつた業種
- (2) 合併当事会社間の等級（3社以上の合併の場合にあつては、上位の等級に格付けされている合併当事会社2社の等級）が同一等級又は直近の等級に格付けされていた業種

(総合点の調整の方法)

第3条 存続会社に対する資格審査における前条各号の要件を満たす業種の総合点の算出は、入札参加者資格審査委員会において決定された評点の方法により算出した存続会社の総合点に、当該総合点により格付けされる等級の直近上位の等級に格付けされる範囲の数値を主観点として加算して行うものとする。ただし、調整前の総合点により存続会社が合併当事会社のうち上位の等級に格付けされていた者の等級より上位に格付けされた場合又は最上位等級に格付けされた場合においては、総合点の調整は行わないものとする。

2 前項の規定は、合併時から資格審査を受ける審査基準日までの期間が5年未満の場合に限りこれを適用するものとする。

3 前2項の規定により総合点の調整を受けている者が、当該資格に関する会社分割又は営業譲渡を行ったときは、当該分割時又は譲渡時以降当該調整は行わないものとする。

(受注機会の確保)

第4条 工事執行権者は、存続会社を指名基準に基づき指名競争入札に参加する者として選考し又は決定しようとするときは、次の各号に留意するものとする。

- (1) 「当該会計年度における指名及び受注の状況」及び「手持工事等の状況」の判断に当たっては、合併当事会社の合併前の状況により判断すること。
- (2) 存続会社が、合併により消滅する有資格業者に代えて営業所等を設置し、発注しようとする工事種別について当該営業所等への委任を認められた場合にあつては、当該

工事に対する地理的条件」については当該営業所も考慮して判断すること。

2 工事執行権者は、存続会社の指名に当たっては、合併当事会社のうち1社以上が存続会社が格付けされた等級の直近下位の等級又は2等級下位の等級に格付けされていた場合にあっては、必要に応じて、存続会社が格付けされた等級の直近下位の等級において入札参加が可能な範囲の工事に指名することができる。

3 前2項の規定は、合併後5年間に限りこれを適用するものとする。

(合併に伴う申請等)

第5条 合併に伴い総合点の調整又は受注機会の確保の適用を受けようとする者は、資格審査等特例申請書(第1号様式)を存続会社の所在地を所管する建設事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

2 総務部入札監理課長は、前項の規定に基づく申請を行った存続会社が第3条に規定する総合点の調整を受けることができる場合にあっては、第3条の規定に基づき総合点の算出を行い、等級別格付がなされている業種にあっては算出した総合点に対応する等級に格付けを行うとともに、工事等有資格業者名簿を修正するものとする。

3 総務部入札監理課長は、第1項の規定に基づく申請を行った存続会社が、この要領に定める資格審査における総合点の調整及び受注機会の確保の対象とされる者である場合においては、その旨を各部局主管課長に対して通知するものとする。

附 則

この要領は、平成10年6月17日から施行し、平成9年5月1日以降に行われた有資格者の合併から適用する。

附 則

この要領は、平成11年9月20日から施行し、平成9年5月1日以降に行われた有資格者の合併から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行し、平成20年4月1日以降に行われた合併等から適用する。なお施行の際、現に改正前の要領の規定により総合点の調整を受けている者については第3条に規定する総合点の調整についてはなお従前の例による。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日以降に行われた合併等から適用する。なお施行の際、現に改正前の要領の規定により総合点の調整を受けている者については第3条に規定する総合点の調整についてはなお従前の例による。

資格審査等特例申請書

年 月 日

福島県知事

郵便番号

住所

(ふりがな)

商号又は名称

(ふりがな)

代表者職・氏名

福島県の発注する工事に係る競争入札参加資格にあたって、合併（譲渡）時の特例措置の適用を申請します。

なお、この申請の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

1 合併（譲渡）日 年 月 日

2 存続(新設)会社名
許可番号

3 消滅会社名
許可番号